平成２３年（フ）第２９１７号
横浜市旭区東希望が丘98番地25　ハウスコナガヤ101
債務者　市野奈緒美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彌重　仁也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３６８号
札幌市豊平区月寒西４条６丁目２番11号　ＯＤＫマンション102号
債務者　小林　　妥
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧澤隆之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４５号
名古屋市中川区牛立町５丁目82番地　仁栄荘103号
債務者　内山　八郎
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　良人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
大阪府高槻市上牧北駅前町７番16号
債務者　奥野　　修
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　信裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第３１１５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目20番18―201号
債務者　渡邉伸二郎
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　政克
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４８号
愛知県みよし市三好町西中島26番地　県営中島住宅７棟808号
債務者　長野　成人
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９０９号
名古屋市南区三条１丁目７番３―602号　三条住宅
債務者　宮地　伸幸
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　　新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５４９号
新潟市中央区天神尾１丁目３番４号　エンプラス102号、前住所新潟市北区新崎２丁目８番29号13　シャトレーヌＡ201号
債務者　大島カホル
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５９号
新潟県新発田市下石川766番地　介護老人保健施設ヴィラ菅谷、住民票上の住所新潟県新発田市五十公野5107番地61
債務者　小林　敬幸
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６２号
新潟県新発田市下石川713番地　ケアハウスベルセゾン新発田　206
債務者　神田　鉄雄
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第８５号
兵庫県西脇市高田井町87番地の１
債務者　藤田真由美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１０６号
島根県大田市温泉津町温泉津イ923番地
債務者　柳川　克良
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２８２号
香川県高松市香川町大野2395番地７
債務者　上原　崇嗣
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６９号
香川県高松市田村町1179番地　市営住宅すみれ団地３棟106号室
債務者　松田　正明
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９３号
茨城県つくばみらい市谷井田1358番地13
債務者　髙橋　正剛
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７２４号
名古屋市西区香呑町４丁目34番地　扇ハイツ402号
債務者　中山　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８００号
愛知県東海市富木島町南島66番地の２
債務者　あつた接骨院こと　三橋　眞次
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部